

桜井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年度の 人件費率
R5年度	人 54,878	千円 25,843,276	千円 723,421	千円 4,246,136	% 16.4	% 18.5

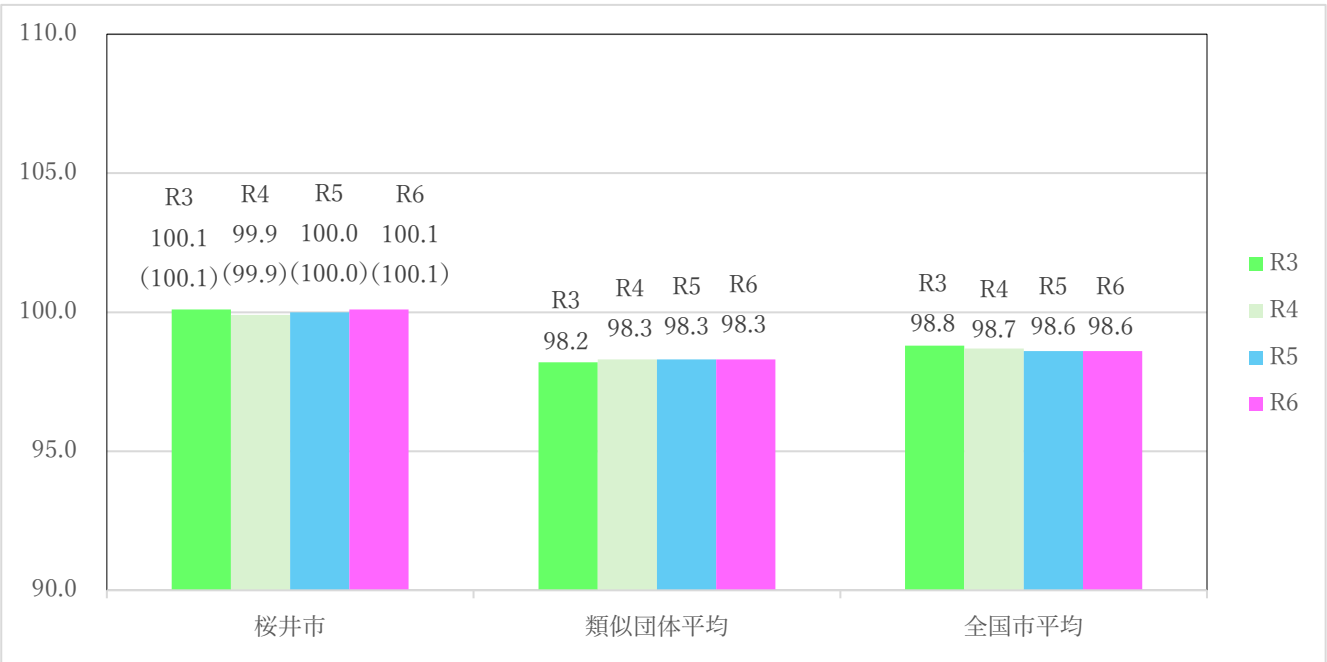
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R5年度	人 428	千円 1,505,806	千円 312,277	千円 637,040	千円 2,455,123

(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,736	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と比べて桜井市の職員の平均年齢が低く、昇格のペースが国家公務員より少し早いことが主な原因である可能性が高い

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据え置き、高齢層については最大4%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

国基準3%に対し、桜井市においても3%を支給。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桜井市	39.6 歳	312,101円	384,834円	352,179円
奈良県	41.6 歳	312,969円	411,913円	359,942円
国	42.1 歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.7 歳	313,594円	395,822円	360,145円

② 技能労務職

区 分		公 務 員			
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)
桜井市		47.7 歳	59 人	345,034 円	401,627 円
	うち清掃作業員	46.0 歳	42 人	339,769 円	408,927 円
	うち給食調理員	53.3 歳	11 人	351,873 円	371,531 円
	うち用務員	49.8 歳	4 人	363,375 円	389,521 円
奈良県		54.3 歳	49 人	287,061 円	344,457 円
国		51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—
類似団体		52.7 歳	16 人	321,506 円	377,113 円

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	45.2 歳	355,924円	402,447円
奈良県	40.3 歳	345,910円	401,309円
類似団体	42.3 歳	319,527円	373,194円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		桜井市	奈良県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	179,958円	(高卒) 161,750円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

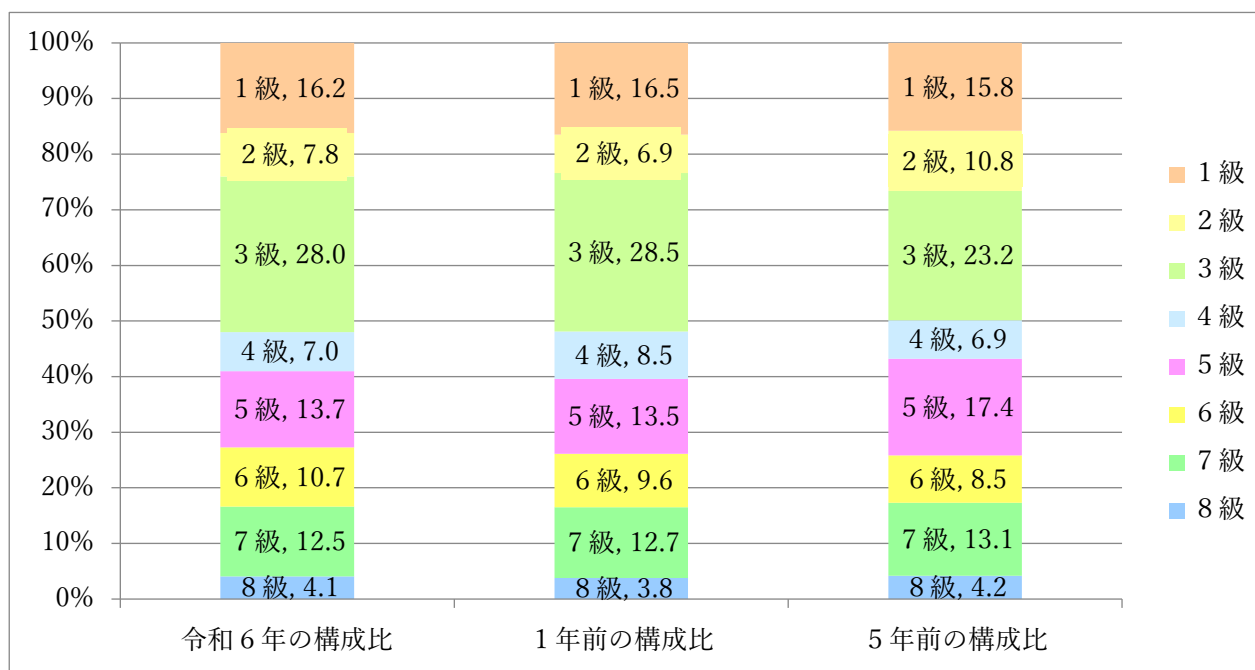
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,086円	367,000円	435,900円
	高 校 卒	238,100円	312,133円	390,100円
技能労務職	高 校 卒	243,600円	306,750円	374,667円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

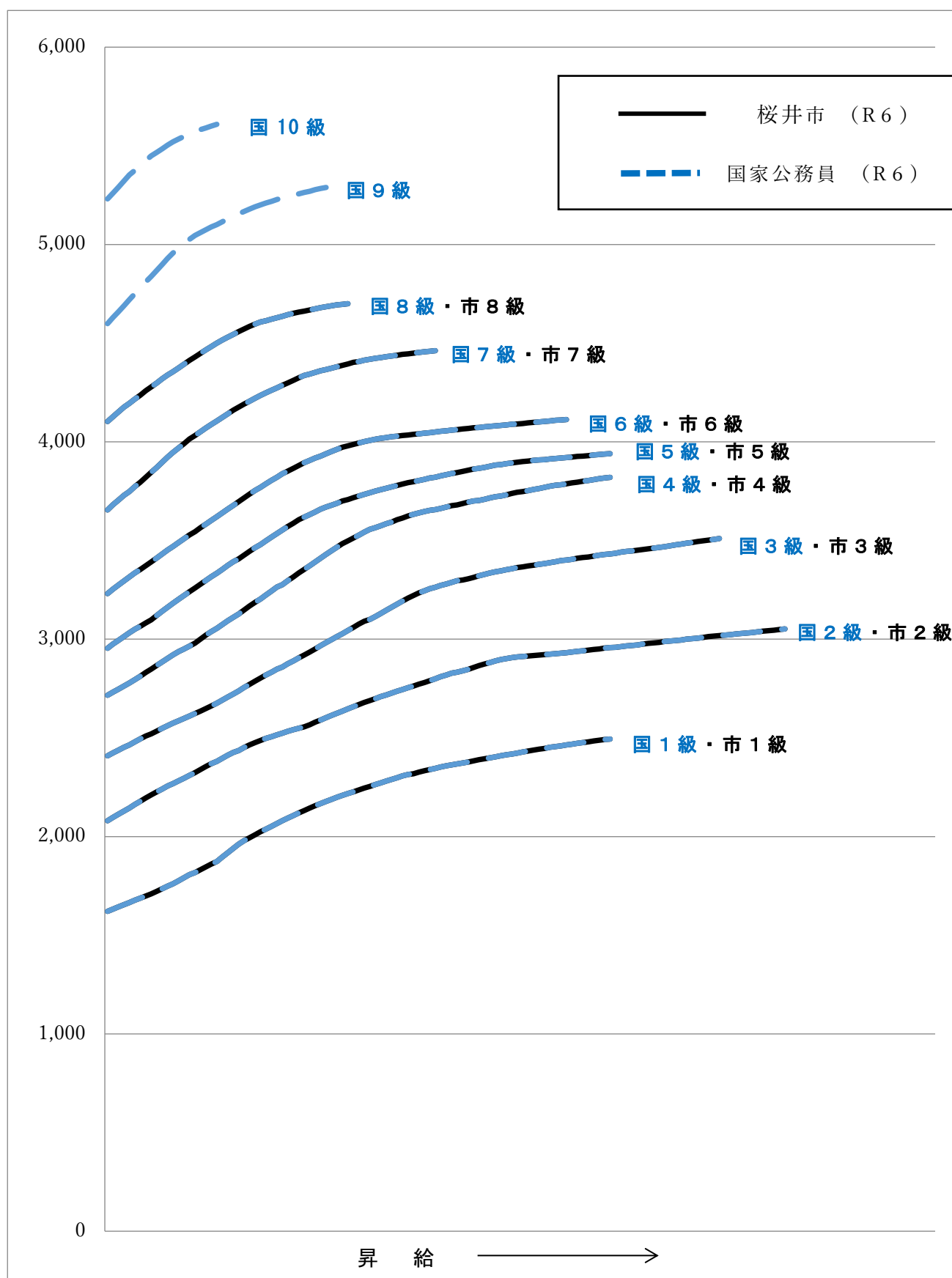
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補・技師補	44人	16.2%	162,100円	249,400円
2級	主事・技師	21人	7.8%	208,000円	305,200円
3級	主任	76人	28.0%	240,900円	351,000円
4級	係長・主査	19人	7.0%	271,600円	382,000円
5級	副主幹・主査	37人	13.7%	295,400円	394,000円
6級	主幹	29人	10.7%	323,100円	411,300円
7級	課長	34人	12.5%	365,500円	446,200円
8級	部長・次長	11人	4.1%	410,300円	470,000円

- (注) 1 桜井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（桜井市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桜井市	奈良県	国
1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,512千円	1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,568千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率			○		○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

桜井市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 3～30% 加算）			（定年前早期退職特例措置 2～45% 加算）		
1 人当たり平均支給額					
774 千円			21,942 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			51,733 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			116,778 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全域	3%	443 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数			100.1
（ラスパイレス指数）			(100.1)

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）	18,568 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	113,916 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）	38.1%
手当の種類（手当数）	13 種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	99,273 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	289 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	80,721 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	254 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	子10,000円、配偶者6,500円等	同 じ	な し	43,438千 円	228,620円
住 居 手 当	借家借間： 支給限度額28,000円	同 じ	な し	25,160千 円	279,559円
通 勤 手 当	交通機関利用者： 運賃等相当額(支給限度額55,000円) 交通用具使用者： 距離区分に応じて支給(支給限度額31,600円)	同 じ	な し	27,887千 円	74,167円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給(97,000円～43,000円)	一 部 異 なる	管 理 職 の 範 囲 等	57,683千 円	730,165円
宿 日 直 手 当	日直勤務： 1 回4,400円	同 じ	な し	541千 円	4,400円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	735,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 長	(1,050,000 円) 663,000 円 (885,000 円)	1,061,000円／ 593,400円 885,000円／ 547,600円
報 酬	議 長	587,000 円	737,000円／ 372,000円
	副 議 長	504,000 円	653,000円／ 294,000円
	議 員	473,000 円	591,000円／ 266,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料年額×在職年数×54/100 給料年額×在職年数×31.5/100	(1期の手当額) (支給時期) 27,216,000円 任期満了時 13,381,200円 任期満了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

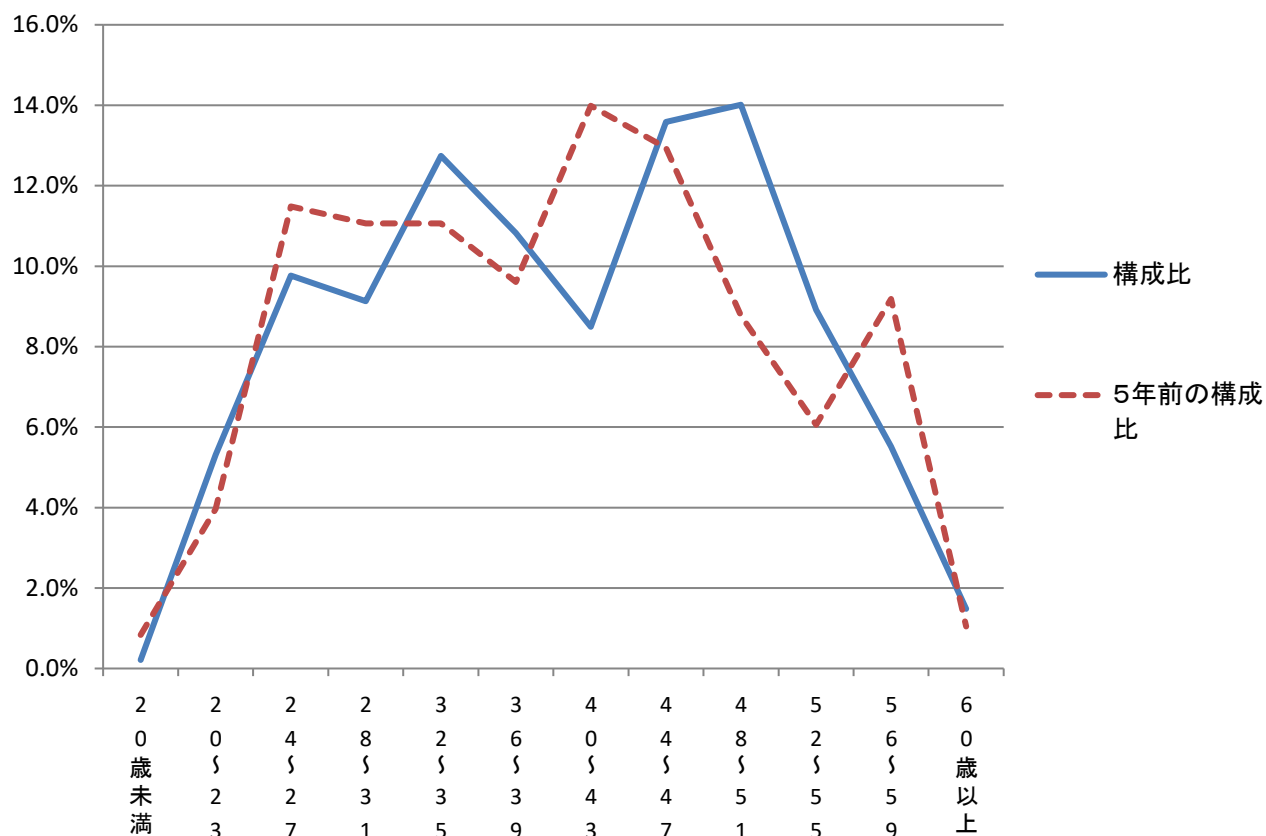
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
			令和 5 年	令和 6 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	組 織 改 編 に よ る 増 員 欠 員 不 補 充 組 織 改 編 に よ る 増 員 組 織 改 編 に よ る 減 員	
		総 務	76	82	6		
		税 務	26	26	0		
		農 水	13	12	△ 1		
		商 工	10	10	0		
		土 木	37	37	0		
		民 生	134	136	2		
	衛 生	79	78	△ 1			
	計	379	385	6	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 70.16 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 52.13 人)		
	教 育 部 門	49	49	0			
	小 計	428	434	6	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 79.08 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 65.53 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		14	14	0	欠 員 不 補 充	
	下 水 道		9	8	△ 1		
	そ の 他		15	15	0		
	小 計		38	37	△ 1		
合 計			466	471	5	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 85.83 人	
			[673]	[673]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R6年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職 員 数	人 1	人 25	人 46	人 43	人 60	人 51	人 40	人 64	人 66	人 42	人 26	人 7	人 471

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	392	386	384	379	379	385	△7(98.2%)
教育	48	49	49	48	49	49	1(102.1%)
普通会計計	440	435	433	427	428	434	△6(98.6%)
公営企業等会計計	39	37	39	38	38	37	△2(94.9%)
総合計	479	472	472	465	466	471	△8(98.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)令和 4 年度 の総費用に占める職 員給与費比率
令和 5 年度	千円 1,217,189	千円 △ 40,100	千円 136,332	% 11.2	% 10.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5 年度	人 19	千円 62,279	千円 10,879	千円 26,575	千円 99,733	千円 5,249

注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	43.0 歳	332,000 円	407,465 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜井市	
1 人当たり平均支給額（令和 5 年度）	
1,685 千円	
（令和 5 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
（ 1.375 ）月分	（ 0.975 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～18%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

桜井市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 3～30% 加算）		
1 人当たり平均支給額		
該当者なし 該当者なし		

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		1,813 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		129,520 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3%	14人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	0%

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	763千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	95千円
支給実績（令和4年度決算）	701千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	88千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （R5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （R5年度決算）
扶養手当	普通会計と同様			1,576千円	262,667円
住居手当				1,414千円	235,583円
通勤手当				816千円	81,564円
管理職手当				4,368千円	728,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	（参考）令和4年度 の総費用に占める職 員給与費比率
令和5年度	千円 1,099,519	千円 △6,422	千円 35,832	% 3.3	% 3.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 11	千円 37,404	千円 6,376	千円 15,267	千円 59,047	千円 5,368

注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	41.1歳	318,013円	394,546円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜井市	
1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,577千円	
（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分
（ 1.375 ）月分	（ 0.975 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～18%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

桜井市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 3～30%加算）		
1人当たり平均支給額		
	該当者なし	該当者なし

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,094千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		121,509円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3%	9人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	0%

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,337千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	191千円
支給実績（令和4年度決算）	1,507千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	215千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	普通会計と同様			1,340千円	268,000円
住居手当				792千円	264,000円
通勤手当				317千円	45,257円
管理職手当				1,344千円	672,000円